

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人福井大学

法人番号：42

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>I 教育に関する目標</p> <p>3. 優れた点、改善を要する点、特色ある点 (改善を要する点)</p> <p>【原文】</p> <p>中期計画「教育方法や評価法を開発する大学教育に関するセンターの設置を検討する」について、センター設置の検討過程の中で、教育方法や評価法の開発、その組織的な実施について検討が十分であるとはいえず、評価法の開発について具体的な進捗がないことから、改善することが望まれる。</p> <p>【修正文案】</p> <p>原文を削除願います。</p> <p>【理由】</p> <p>本学では、センター設置に先立ち、具体的な教育評価法の開発の一環として、中期計画「基礎知識及び基礎技術の確実な習得および達成度を考慮してカリキュラムを点検評価し、改善を図る」「教員個々人の教育上の取り組みを評価し、それをフィードバックするシステムを構築する」「教育目標の卒業生の達成度について、卒業生を対象とした評価方法を検討する」を策定し、教員の個人評価の実施（資料3-1-2、達成状況報告書P1-202）、評価結果の教育課程改善へのフィードバック（資料1-6-3；-5；-6、達成状況報告書P1-35～41）など、一定の成果を得ており、教育評価法の開発は、センター設置の検討過程と並行して着実に実施されています。</p> <p>また、具体的な教育評価法の開発は、センター設置後にセンターに集約され、更なる効果的・効率的な開発・実施を行うこと</p>	<p>【対応】</p> <p>意見のとおりとする。</p> <p>【理由】</p> <p>センターの設置については、検討の段階であり、評価法の開発については、その取組が当該中期計画の記載だけでは確認できないものの、他の中期計画の記載から確認できたため。</p> <p>当該（改善を要する点）の削除に基づき、「(2) 教育内容等に関する目標」の判断理由を以下のとおり修正する。</p> <p>「教育内容等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（5項目）のうち、<u>2</u>項目が「良好」、<u>3</u>項目が「おおむね良好」であり、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「教育内容」「教育方法」の結果も勘案して、総合的に判断した。」</p>

<p>としています。</p> <p>当該中期計画では、教育評価法の具体的開発が直接の達成目標ではないことから、達成状況の根拠として「評価法の開発の進捗状況」を取り上げるのは必ずしも適切ではなく、評価法の開発について一定の成果を得ている点を勘案し、上記「改善を要する点」についての削除をお願いします。</p>	
---	--

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 教育研究等の質の向上の状況 (Ⅲ)その他の目標 (2) 附属病院に関する目標</p> <p>【原文】 「高度先進医療を推進するための急性期心・脳血管障害治療センターや先進がん集学的治療センター等の設置については、地域医療等からの要請も踏まえ、計画的な検討と取組が求められる。」</p> <p>【申立内容】 原文を削除願いたい。</p> <p>【理由】 「先進がん集学的治療センター（仮称）」の設置については、平成18年度に設置した「がん診療推進センター」の6部門（院内がん登録部門、緩和医療部門、通院がん化学療法部門、医療相談支援部門、がん診療標準化部門、がん専門スタッフ教育・育成部門）に加え、平成19年度に「キャンサーボード部門」を設置し、がん診療を担当する各診療科間の相互連携体制を強化した。これにより、設置を検討していた「先進がん集学的治療センター」の全ての機能を「がん診療推進センター」が有し、その役割を十分に果たしていることから、「先進がん集学的治療センター」は設置しないことを平成19年度に決定している。 また、「急性期心・脳血管障害治療センター（仮称）」の設置については、各々の領域において診断・治療・予防を集学的に行う体制の構築を検討することと</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 今回の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果については、平成16年度から平成19年度において各大学病院において取り組まれた状況等を評価するものである。 「先進がん集学的治療センター（仮称）」の設置については、平成16年度から18年度の実施状況概略において、「設置に向けた検討を開始した」と記載されており、また、平成19年度の実施状況において、同センターを設置しないことを決定したとは記載されていない。 「急性期心・脳血管障害治療センター（仮称）」の設置については、平成19年度の実施状況において、「人的及び財源の確保が困難な状況であり、断念することとした」と記載してあり、これについては承知している。 しかしながら、平成20年から21年度の実施予定においては、がん診療推進センターの組織充実、脳血管障害などの重点疾患に対して検討等、地域医療等の要請も踏まえながら、大学病院としての社会的使命や役割に貢献していく意思表示が示されていることから、今後も更なる計画的な取組が必要であると判断されるため。</p>

し、脳血管疾患領域においてはストロークケアユニット（脳卒中集中治療室）の設置を、心血管疾患領域においては循環器センターの設置をそれぞれ計画し、平成23年度概算要求予定の「病院再整備計画」におけるセンター化構想の中での実現に向け準備を進めている。

以上の理由により、本学では高度先進医療を遂行するための計画的な体制の整備・方策の検討を推進していることから、当該部分の削除をお願いしたい。

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

国立大学法人福井大学

法人番号：42

学部・研究科等番号・名称： 1 教育地域科学部・教育学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>I 研究水準</p> <p>1. 研究活動の状況</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】</p> <p>研究資金の獲得状況については、<u>競争的外部資金の受入れ状況を除いて、研究の実施状況及び研究資金の獲得状況は、全国の平均以下である。</u></p> <p>【申立内容】</p> <p>下線部を修正の上、水準の段階判定についても再考願います。</p> <p>【修正文案】</p> <p>研究資金の獲得状況については、<u>競争的外部資金の受入れ状況を除いて、全国の平均以下であるが、法人化後、共同研究や受託研究の受入額等は大幅な増加が図られている。</u></p> <p>【理由】</p> <p>学部・研究科等の現況分析について、水準の判定は、「学部・研究科等の教育あるいは研究の目的に照らして行う」とこととされていますが（評価実施要領 P3）、今回の評価では、大学評価・学位授与機構の「大学情報データベース」内のデータに基づく大学間の相対評価が行われ、それが評価の判断の大きな要因となっていると思われます。当該分析項目では、本学部・研究科の特徴である所属教員の多種多様な専門分野に基づく研究の実施状況及び教育に関する先進的な研究の実施状況等について、想定する関係者からの期待に応えている客観的データを多数示しているにもかかわらず、</p>	<p>【対応】</p> <p>原案のとおりとする。ただし、正確を期すため、判断理由の一部を修正する。</p> <p>【理由】</p> <p>大学情報データベース（平成19年度）により、研究資金の状況を確認したところ、共同研究の受入れ件数・金額を除き、全国平均以下であった。</p> <p>また、意見では、平成15年度との比較をしているが、大学情報データベースで確認したところ、大学から示された金額は一部しか確認できなかった。</p> <p>○判断理由</p> <p>「研究資金の獲得状況については、<u>平成19年度では共同研究の受入れ状況を除き、当該学系の全国平均を下回る。また、科学研究費補助金の申請件数も低い。</u>」</p>

一部の数値データのみをとらえた評価となっています。

研究資金の獲得状況を言及する場合、「大学情報データベース」内のデータを今回の評価に利用するのであるならば、本学他学部の評価結果同様、本学部・研究科における法人化後の研究活動の向上度について記載するのが適当であると考えます。既に登録済みの「大学情報データベース」内のデータでは、本学部・研究科における共同研究受入金額・受託研究受入金額・産業財産権のライセンス契約収入金額について、平成 15 年度と平成 19 年度を比較すると、いずれも大幅に増加しており、これは、法人化以降、本学部・研究科の研究資金の獲得状況が向上していることを明確に示しています。

以上の理由により下線部を修正し、水準の段階判定についても再考願います。

(参考)

○大学情報データベース共通調査票 福井大学教育地域科学部 2004 及び 2008 分析項目 6 より

・共同研究受入金額

平成 15 年 305 万円→平成 19 年 894 万円
(2.9 倍)

・受託研究受入金額

平成 15 年 229 万円→平成 19 年 5,547 万円
(24.2 倍)

・産業財産権のライセンス契約収入額

平成 15 年 0 円→平成 19 年 445 万円